

関東島原工業高等学校同窓会会則

発行 平成 29 年 7 月 22 日

- 第 1 条 本会の名称は「関東島原工業高等学校同窓会」と称す。
- 第 2 条 本会の事務局は東京及びその近郊に置く。
- 第 3 条 本会員は長崎県立島原工業高等学校卒業生及び協賛会員で構成する。
- 第 4 条 1、本会は会員相互の親睦と交流を図ると共に、明朗健全なる人間関係の
確立を目指すものとする。
2、後進者を誘致し、その進路を啓くこと。
- 第 5 条 本会は運営を円滑ならしめるため以下の役員及び役職を置く。
- | | |
|--------|-----|
| 1、名誉会長 | 1 名 |
| 2、会 長 | 1 名 |
| 3、副会長 | 若干名 |
| 4、幹事長 | 1 名 |
| 5、副幹事長 | 若干名 |
| 6、会計 | 2 名 |
| 7、会計監査 | 3 名 |
| 8、常任幹事 | |
| 9、相談役 | |
| 10、顧 問 | |
- 第 6 条 役員及び役職の任期は 2 ヶ年とする。但し再任を妨げない。
- 第 7 条 1、本会の役員は会員相互により名誉会長、会長、副会長、幹事長、副幹事長、
会計、会計監査を選出し総会の承認を得る。
2、常任幹事、相談役、顧問は会員の中より選出し役員会の承認を得る。
- 第 8 条 1、総会は原則として、2 年毎に行う。但し新入会員の歓迎会を兼ねる。
2、役員会は必要に応じ、会長が招集することができる。
- 第 9 条 本会のあらゆる会合の決議は、出席者の半数以上の同意を必要とする。
- 第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌々年 3 月 31 日に終わる。

以上